

平成31年度以降の市・県民税と所得税の人的控除差額の一覧表

人的控除の種類		納税義務者の 合計所得金額	市・県民税 の控除額	所得税 の控除額	控除額 の差額
基礎控除		-	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	一般配偶者	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	老人配偶者	900万円以下	38万円	48万円	10万円
		900万円超 950万円以下	26万円	32万円	6万円
		950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円	3万円
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得 金額 38万円超 40万円未満	900万円以下	33万円	38万円	5万円
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	4万円
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	2万円
	40万円以上 45万円未満	900万円以下	33万円	38万円	3万円 ※1
		900万円超 950万円以下	22万円	26万円	2万円 ※2
		950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	1万円 ※3
	45万円以上 123万円未満	900万円以下	省略		適用なし ※4
		900万円超 950万円以下			
		950万円超 1,000万円以下			
扶養控除	一般扶養	-	33万円	38万円	5万円
	特定扶養	-	45万円	63万円	18万円
	老人扶養	-	38万円	48万円	10万円
	同居老親等	-	45万円	58万円	13万円
寡婦控除	一般寡婦	-	26万円	27万円	1万円
	特定の寡婦	-	30万円	35万円	5万円
寡夫控除		-	26万円	27万円	1万円
障害者控除	障害者	-	26万円	27万円	1万円
	特別障害者	-	30万円	40万円	10万円
同居特別障害者加算		-	23万円	35万円	12万円
勤労学生控除		-	26万円	27万円	1万円

※1: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除の差額(市・県民税33万円、所得税36万円)

※2: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×2/3の差額(市・県民税22万円、所得税24万円)

※3: 税制改正前(平成30年度まで)の配偶者特別控除×1/3の差額(市・県民税11万円、所得税12万円)

※4: 税制改正後に新たに控除の適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担増が生じることがないことから、調整控除の対象となりません。